

令和4年度下田市子育て世帯応援給付金支給事業実施要綱を次のように制定する。

令和4年11月24日

下田市長 松木 正一郎

令和4年度下田市子育て世帯応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び食糧費等に係る物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、下田市（以下「市」という。）が実施する臨時特例的な給付措置として、子育て世帯に対して、令和4年度下田市子育て世帯応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「対象児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- (1) 令和4年9月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の対象となる児童
- (2) 平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれ、令和4年8月31日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に記録されている高校生（それに準ずる者を含む。以下「高校生」という。）
- (3) 基準日において里親等へ委託され、又は障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）へ入所し、若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）
- (4) 令和4年9月1日から令和5年4月1日までの間に出生した児童（以下「新生児」という。）

2 この要綱において「一般支給対象者」とは、中学生までの対象児童に係る児童手当の受給者（次項及び第5項に該当する者を除く。）をいう。

3 この要綱において「公務員支給対象者」とは、法第17条第1項に規定する公務員をいう。

4 この要綱において「高校生支給対象者」とは、次条第1項第2号に該当する者をいう。

5 この要綱において「新生児支給対象者」とは、次条第1項第3号に該当する者をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者のうち対象児童を養育する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和4年9月分の児童手当の受給者（法附則第2条第1項に規定する給付の受給者

を除く。) であること。

(2) 基準日において高校生を養育する者であって、児童手当の受給者に相当するもの及びそれに準ずるもの(障害児入所施設等の設置者等を含む。) であること。

(3) 新生児に係る児童手当の受給者(法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。) であること。

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に定める者に対して支給する。ただし、既に支給対象者に対して給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

① 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者が死亡した場合	支給対象者が死亡した日の属する月の翌月分について、当該支給対象者が養育していた支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者又は支給対象者が死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者が養育していた児童が中学校修了前の施設入所等児童(法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。)又は高校生の施設入所等児童であることを、支給対象者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合	中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が委託されている里親等又は中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が入所し、若しくは入院している障害児入所施設等の設置者
③ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者(対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が当該避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村により、当該支給対象者に対する当該認定の請求に関する通知が給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合	支給対象者の配偶者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、対象児童1人につき3万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の通知等)

第5条 市長は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の通知を行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の通知を受けた場合において、給付金の受給を拒否するときは、令和4年度下田市子育て世帯応援給付金受給拒否の届出書(様式第1号)によりその旨を届け出ることができる。
- 3 市長は、通知した日から1週間以内に前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第6条 一般支給対象者に対する支給は、市が把握している児童手当の受給に当たり、指定されている口座(以下「児童手当口座」という。)に振り込む方式により行う。ただし、養育する対象児童が死亡したこと等により児童手当口座の解約等をしており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、前条第3項に規定する期日までに一般支給対象者が令和4年度下田市子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号。以下「口座登録等の届出書」という。)を届け出て、市が当該届出により指定された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項に規定する期日までに口座登録等の届出書により窓口での現金支給希望の旨を届け出て、市が当該窓口で現金を支給することができるものとする。
 - (1) 金融機関に口座を開設していないこと。
 - (2) 金融機関から著しく離れた場所に居住していること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前項に規定する方式が困難であること。

(公務員支給対象者等に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第7条 公務員支給対象者及び高校生支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)に対して支給する給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の申請受付開始日のうち最も早い日から令和5年3月31日までの間で市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者等に係る申請及び支給の方式)

第8条 給付金の支給を受けようとする公務員支給対象者等(以下この条において「申請者」という。)は、令和4年度下田市子育て世帯応援給付金申請書(様式第3号。以下この条において「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。
 - (1) 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口

座に給付金を振り込む方式

(2) 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に給付金を振り込む方式

- 3 前項の規定にかかわらず、申請者が第6条第2項各号のいずれかに該当するときは、申請書及び口座登録等の届出書を郵送により、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を支給することができるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(新生児支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第9条 新生児支給対象者に対して支給する給付金に係る申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の申請受付開始日から令和5年4月28日までとする。

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第10条 新生児の出生時において、児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて令和4年度下田市子育て世帯応援給付金申請書(様式第4号。以下この条において「申請書」という。)による給付金の申請を行った新生児支給対象者については、児童手当口座に給付金を振り込むこととする。

- 2 児童手当の認定請求又は額改定請求をした後において、申請書により給付金の申請を行った新生児支給対象者については、既に指定されている児童手当口座に振り込むことを原則としつつ、申請書により指定された金融機関の口座(支給前までに口座の変更を届け出ている場合は、当該届出により指定された金融機関の口座)に給付金を振り込むこととする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、これまでの児童手当その他の給付金受給の記録により給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、市は、当該新生児支給対象者に対し支給の通知を行う。
- 4 第8条第2項から第4項までの規定は、新生児支給対象者に係る申請及び支給について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」を「第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

(代理による申請)

第11条 前3条に規定する申請者(以下「申請者」という。)の代理により第8条第1項又は前条第1項及び第2項に規定する申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第12条 市長は、第8条第1項又は第10条第1項若しくは第2項の規定により提出された申請書（以下「申請書」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付金の支給を決定し、申請者に対し給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知）

第13条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第14条 市長が、前条の周知を行ったにもかかわらず、申請期限までに、公務員支給対象者等及び新生児支給対象者による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、一般支給対象者に対し第5条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握している児童手当口座（支給前までに口座の変更を届け出ている場合は、当該届出により指定された金融機関の口座）に給付金を振り込む手続を行ったにもかかわらず、一般支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月15日までに当該口座への振込みができない場合は、当該一般支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が、第12条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により令和5年4月28日までに給付金の支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第15条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第16条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。